

北海道労働委員会月報

2023年 12月号 No.719



左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主 な 内 容

○ 随 想

「コロナ禍その後、いつまで続けられるか
ジム生活・・・」

使用者委員 矢野一英

○ 審 査 事 件

新規事件

・5年6号不当労働行為事件

終結事件

・5年3号不当労働行為事件

○ 個 別 事 件

○ 個別的労使紛争のあっせん (PR)



「コロナ禍その後、いつまで続けられるかジム生活・・・」

北海道労働委員会

使用者委員 矢野 一 英

とりとめのない拙い原稿の執筆もこれが最後（四回目）となります。

コロナ禍で中止が続いていた「函館マラソン」が再開されましたが、私自身は参加できていません。加齢も含め私なりにいろいろ言い訳はあるのですが、結局ランニング生活は終了してしまいました。今年のレース当日にはかつてのランニング仲間が元気に復活して走っているのを応援しながら、残念で淋しい気持ちと同時に、何となくほっとしている自分もいたりするのです。そのくせ来年は70歳になるので、記念にもう一度だけ走ろうか、みたいな往生際の悪さも残ってはいるのですが。

さて、コロナ禍の反動のせい、友人や知り合いが集まる機会がめっぽう増えている気がします。まずスポーツジムのオフ会開催が増えました。いつも同じスタジオプログラムで会ってはいるものの、呼び名ぐらいしか知らないメンバーが案外多かったです。飲み会の席で初めて職場やら家族構成やら思いがけないつながりやらが知れて、親しい交流が生まれたりします。「ジムあるある」かも知れません。

また年齢のせいもあるのでしょうか、仕事を引退して暇になった同期の集まりがやたら増えています。私はお酒も飲まず、人付き合いが良い方ではないのですが、小学校、中学校で数度の転校を経験し、また高校、大学ともそれぞれに違う土地で過ごしてきたこともあって、結構毛色の違う「同級生」が多くいるような気がします。

たまたまですが、中学の同期会と高校の同期会が立て続けに札幌であり、私も当然暇な年寄りとして参加してきました。高校の方は、60歳を過ぎたあたりで、割と親しかったメンバーがたまに札幌や函館で集まったりしていたの

で、なつかしさはあるものの加齢による変化に特に驚くこともなく、また同級生の訃報にも「そうかあ・・・奴がね」ぐらいで想定内の飲み会でした。ですが、中学の同期会は結構な驚きの連続でした。

私は中学の2、3年生の2年間だけある地方の中学に通っていました。2年間だけではありませんが、思春期でもあり中々濃い時期を過ごしていたのでしょう。同じ学年で多分250名くらいの同級生がいたと思いますが、今回札幌で開催された五十数年ぶりの飲み会には、そのうち50名ほどが集まったのでした。

年齢もあって多くの同級生が一度仕事を引退して暇だとはいえ、中学のあった地域とはゆかりのない札幌に、それもピンポイントで指定された日時にそんなに多く集まったことがまず驚きでした。幹事を務めた同級生の人望と努力に敬意を表すばかりです。

聞けば遠く関西や関東から駆け付けた者もあり、また地元からはバスを仕立てての参加となったそうです。（すごい・・・）しかし正直私には、最初8割方誰が誰だか分からず、あちらこちらから「薄情者！」とのそしりを受けたのでした。でも15歳が70歳になって久しぶりに会って普通に誰だか分かる方がおかしいとは思いますが。ただ一次会の最後くらいには半分くらいは思い出したふりをして、その後の2次会、3次会へと突入したのでした。

そして一滴もアルコールを飲まない私にしては珍しく明け方にホテルへの帰還となりました。陳腐な表現ではありますが、現実では無くまるで夢の中にいたような気分でした。

いろんな人生があるものですね。そして年を取るのも悪いことばかりではないかも知れません。別れ際には皆が口々に「また地元で集まる

うぜ」とは言っていましたが、みんなで集まるのはもうこれが最後なんだろうと誰もが感じており、友の顔を思い出すたびに感傷的になっています。

さて、そして私の日常はというと、相も変わらず毎日のようにジムには通っています。そしてあまり気づきたくはないのですが、圧倒的に弱ってきています。

私にはジム生活の最初から、25年間一貫して続けているスタジオプログラムがあります。前回にも書きましたが格闘技を模した有酸素系のプログラムで、三か月ごとに音楽と内容（「コリオ」と言います）が変わるのですが、私は一応コリオ1から始めていて、あと1年ほどでコリオ100になります。結構ハードな運動量なので、今のジムの常連では私が最高齢でしょう。

そして今のジムには北海道で（全国でも）最も早くこのプログラムを取り入れて指導し始め、ほとんどレジェンドとなっているインスト

ラクターさんがいます。

もともとは札幌のジムで活躍されていた方なのですが、今のジムがオープンするタイミングで函館に来られました。もともと私も存じ上げていた有名な方だったので、ジム通いのモチベーションは爆上がりとなったものです。

私はこのイントラさんに「コリオ100までは続けましょね」と日々励まされながら頑張っているのです。でも、既に運動量的には比較的緩いダンスプログラムでさえ一杯一杯になってきており、さらにコロナは乗り切ったのに、この原稿を書いている時点で10年ぶりくらいにインフルエンザに罹ってしまい、さらに弱っている今日この頃なのでした。（ツライ・・・イツマデツツケラレルカジムセイカツ）

審 査 事 件

新 規 事 件

▼ 5年6号不当労働行為事件

申 立 人 X労働組合
被 申 立 人 医療法人社団Y（医療業）
申 立 年 月 日 令和5年（2023年）11月14日
救済を求める内容 団体交渉応諾、支配介入禁止、ポストノーティス

令和5年（2023年）10月6日、組合は、A組合員の休業補償などを主題とする団体交渉の申入書を法人の代理人であるB弁護士にファックスした。

同月17日、組合は、団体交渉の応諾を催促する書面をB弁護士にファックスした。

同月26日、組合は、新たに3名の医師が組合に加入したことを通知するとともに、休業を命じられた同3名の休業補償を求めて、B弁護士に団体交渉申入書をファックスした。

なお、同申入書で、同月30日までに何らの連絡もない場合は、労働委員会へ救済を申し立てる旨通知した。

同年11月2日、組合のC副委員長がB弁護士に団体交渉の応諾を電話で催促したのに対し、B弁護士は速やかに対応する旨回答したが、それから10日が経過するも、法人側からは何ら連絡がない。

以上の法人の行為は、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして申立てがあった。

終 結 事 件

団体交渉応諾をめぐる・・・関与和解

▼ 5年3号不当労働行為事件

申 立 人 X労働組合
被 申 立 人 株式会社Y（不動産業、物品賃貸業）
申 立 年 月 日 令和5年（2023年）9月19日
終 結 年 月 日 令和5年（2023年）11月1日
終 結 区 分 関与和解（調査1回）
救済を求める内容 団体交渉応諾

<事件の概要>

・申立ての概要

会社の従業員であったAは、令和5年（2023年）2月28日、会社から業務態度不良を理由に同日付けで自己都合退職扱いで雇用契約を終了する旨を告げられ、同年3月8日、組合に個人加入した。

同月17日、組合は、会社に対し、①Aの退職は自己都合ではなく会社都合とすること、②退職日は有給を全て消化した同月9日とすること、③解雇予告手当を支給すること、④時間外労働未払賃金を支給すること、⑤最低賃金を下回る差額分を支給することの5項目を要求事項として団体交渉を申し入れた。

同年5月23日開催された第1回団体交渉では、会社は①及び②を認めたので、組合は離職票を変更するよう申し入れたが、③及び④は認めず、⑤は調べるとの回答を行った。

同年8月3日開催された第2回団体交渉では、会社は、第1回団体交渉で申し入れた離職票変更を行っておらず、早急に行うことを約束した一方で、第1回団体交渉で主張した③から⑤までを認めない具体的根拠を示さず、③の要求は応じるので④及び⑤の事実は認めつつも要求を取り下げたいと提案した。組合は、持ち帰って検討したが、同日中に受け入れることはできない旨を会社に回答した。

同年9月12日開催された第3回団体交渉では、会社は、離職票の変更は行っていないと回答して前回交渉時の約束をないがしろにし、④及び⑤の事実を認めながら支払に応じない理由を回答せず、A個人に対し団体交渉の要求事項から逸脱した質問を執拗に繰り返すなど、不誠実な対応に終始した。

以上の会社の行為は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、申立てがあった。

・答弁の概要

会社は、団体交渉の交渉事項については、現在も交渉中との認識である。

また、会社が組合に団体交渉の中でAの就業状況等について説明を求めたところ、組合から回答が得られず、組合は威圧するような大きな声で会社側の発言を制止するなどした。さらに組合は、団体交渉中、突然一方的に交渉を打ち切るなど、組合に都合が悪くなると団体交渉を短時間で終了する態度を取っている。

会社としては、団体交渉の中で組合が時間をかけて会社の話を聞く態度であれば、組合側の要求を一つでも解決できたとの認識であり、会社が不誠実な交渉態度を示したことはない。

< 終結経過 >

本件は、令和5年（2023年）11月1日の第1回調査において和解が成立したことから、同日、組合が申立てを取り下げ、終結した。

個 別 事 件

令和5年11月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

1 あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
1～10月	148
11月	18
計	166

2 あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終 結 区 分				翌月繰越	
					解 決	打 切 り (*)		取 下 げ		不 開 始
						あっせん	不応諾			
1～10月	0	13	13	9	2	1	1	5	0	4
11月	4	3	7	1	1	0	0	0	0	6
計	—	16	16	10	3	1	1	5	0	—

*「1～10月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。

*「打ち切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打ち切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打ち切りになった「不応諾」がある。

*「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

3 あっせん事項内容別件数

あっせん事項内容	1～10月	11月	計
経営又は人事	7	1	8
解雇	(4)		(4)
①整理解雇			
②普通解雇	[2]		[2]
③退職強要	[1]		[1]
④契約更新拒否、雇止め	[1]		[1]
配置転換、出向・転籍	(2)		(2)
復職	(1)		(1)
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職		(1)	(1)
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等	7	1	8
賃金未払	(1)		(1)
賃金増額			
賃金減額			
一時金	(1)	(1)	(2)
退職一時金	(1)		(1)
解雇手当	(1)		(1)
休業手当	(1)		(1)
諸手当			
その他賃金	(2)		(2)
年金(企業年金・厚生年金等)			
労働条件等	2		2
労働契約	(1)		(1)
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇	(1)		(1)
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	3		3
セクハラ	(2)		(2)
パワーハラ・嫌がらせ	(1)		(1)
その他	7	2	9
合 計	26	4	30

(注) 本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。

() はあっせん事項内容の内数。また、[] は () の内数である。

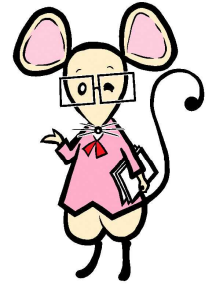
労働者個人と使用者の労働紛争解決のお手伝い！

《 個別的労使紛争のあっせん 》

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。

- ☆ 申請は簡単・費用は**無料**！
- ☆ 遠隔地は現地に出向きます！
- ☆ **秘密厳守**！
- ☆ **迅速に対応**します！

(申請受付から1ヶ月程度での解決を目指します)



労働者

こんなことでお困りのときは、ご利用ください

- 解雇通告されたが、理由等に納得できない。
- 残業しているのに、会社から時間外手当が支払われない。
- 職場でセクハラ・パワハラを受けており、会社に改善を申し入れたが、対策を講じてくれない。

- 従業員に配置命令を出したが、理由無く拒否されている。
- 会社に責任のない理由で休職した従業員から、休業補償を求められている。
- 退職勧奨の条件について、従業員と折り合いがつかない。



使用者

労働問題に関するご相談は

労働相談ホットライン ☎ 0120-81-6105

※社会保険労務士が対応します。

電話受付時間：月～金曜日 午後5時～午後8時

土曜日 午後1時～午後4時 (祝日、年末年始を除く。)

あっせん制度のご利用、ご相談、お問い合わせは

北海道労働委員会事務局 (調整課個別対策グループ)

☎ 011-204-5667 (直通)

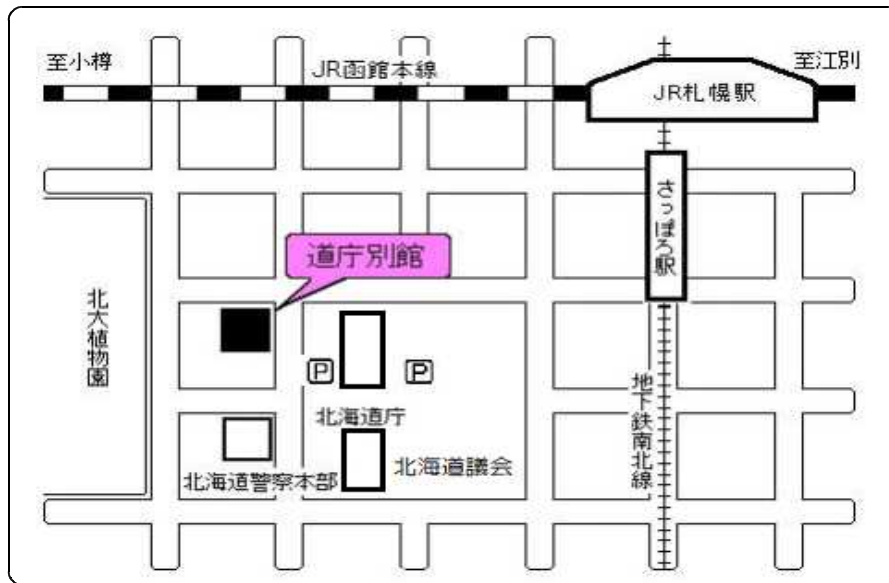
受付時間：月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (祝日、年末年始を除く。)

住所：札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階

ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>

※来庁希望の方は事前に連絡願います。

北海道労働委員会 案内図



- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）
- 電話 総務審査課 総括グループ **011-204-5662**
審査グループ **011-204-5664**
調整課 調整グループ **011-204-5666**
個別対策グループ **011-204-5667**
- 最寄駅
 - ・JR札幌駅 西コンコース南口から徒歩約9分
 - ・地下鉄南北線さっぽろ駅 10番出口から徒歩約5分
- 駐車場
収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

2023年12月号 No. 719

発行 令和5年（2023年）12月11日
編集・発行 北海道労働委員会事務局総務審査課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話 011-204-5662（総括グループ）
FAX 011-232-1057
URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>
E-mail douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp